

議案第 1 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則について

以下の理由により、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。

平成29年2月16日提出

沖縄県教育委員会教育長 平敷 昭人

理 由

平成31年度に開催される全国高等学校総合体育大会南部九州ブロック大会に向け、保健体育課に全国高校総体推進班を設置するため、沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する必要がある。

これが、この議案を提出する理由である。

(別紙)

沖縄県教育委員会規則第 号

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年沖縄県教育委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

第3条の表保健体育課の項中「学校安全・給食班」を「学校安全・給食班 全国高校総体推進班」に改める。

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

規則案の概要の説明

部課名 教育庁総務課

1 件名

沖縄県教育庁組織規則の一部を改正する規則

2 改正の経緯及び必要性

平成31年度に開催される全国高等学校総合体育大会南部九州ブロック大会に向け、競技会場の調整、競技力向上、宿泊・輸送の計画策定等に取り組む必要があり、業務量が増加するため、現体制では対応が困難である。そのため、保健体育課内に全国高校総体推進班を設置する。

3 改正案の概要

- (1) 保健体育課に全国高校総体推進班を設置する。
- (2) この規則は、平成29年4月1日から施行する。

4 根拠法令

地方教育行政の組織及び運営に関する法律第17条第2項

5 関係各課との調整状況

関係各課と調整済み

6 添付資料

新旧対照表

沖縄県教育庁組織規則（昭和47年教育委員会規則第1号）新旧対照表

新

旧

第1条及び第2条（略）

（課及び班等の設置）

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。

| 課名 | 班名 |
|---------|--|
| 総務課 | 総務班 財務班 教育企画室 |
| 教育支援課 | 学校予算班 教育支援班 |
| 施設課 | 企画財産班 営繕班 助成班 |
| 学校人事課 | 健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校 人事班 |
| 県立学校教育課 | 管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室 |
| 義務教育課 | 管理班 義務教育指導班 学力向上推進室 |
| 保健体育課 | 管理班 健康体育班 学校安全・給食班 全国高校総 体推進班 |
| 生涯学習振興課 | 管理班 社会教育班 生涯学習班 新県立図書館準備 室 生涯学習推進センター |
| 文化財課 | 管理班 文化財班 記念物班 史料編集班 |

第4条から第35条まで（略）

附 則

この規則は、平成29年4月1日から施行する。

第1条及び第2条（略）

（課及び班等の設置）

第3条 本庁に、次の表の左欄に掲げる課を置き、当該課に、同表の右欄に掲げる班、室又はセンターを置く。

| 課名 | 班名 |
|---------|--|
| 総務課 | 総務班 財務班 教育企画室 |
| 教育支援課 | 学校予算班 教育支援班 |
| 施設課 | 企画財産班 営繕班 助成班 |
| 学校人事課 | 健康管理班 給与制度班 県立学校人事班 小中学校 人事班 |
| 県立学校教育課 | 管理班 普通教育班 産業教育班 高校教育改革班 特別支援教育室 |
| 義務教育課 | 管理班 義務教育指導班 学力向上推進室 |
| 保健体育課 | 管理班 健康体育班 学校安全・給食班 |
| 生涯学習振興課 | 管理班 社会教育班 生涯学習班 新県立図書館準備 室 生涯学習推進センター |
| 文化財課 | 管理班 文化財班 記念物班 史料編集班 |

第4条から第35条まで（略）